

「秋田県特別栽培農産物認証制度」

Q & A（改訂版）

令和6年8月

秋田県 農林水産部 農業経済課

〔制度について〕

P 1 ~ P 2

- Q 1 秋田県特別栽培農産物認証制度の目的は何ですか
- Q 2 県特別栽培農産物認証制度と国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の関係は
- Q 3 J A S 法による有機農産物検査・認証制度との関係はどうなりますか
- Q 4 「特別栽培農産物」とは、どのような栽培方法で作られたものですか
- Q 5 特別栽培農産物における農薬、化学肥料の使用基準はどうなっていますか
- Q 6 認証区分①から④の区分別の名称ではなく「特別栽培農産物」に統一しているのはなぜですか。また、農薬等の使用状況はどのように消費者に示されるのですか
- Q 7 本制度を利用するにあたって、生産者の果たすべき役割は何ですか
- Q 8 認証が取り消されるのはどんな場合ですか
- Q 9 認証機関とはどのような機関ですか
- Q 10 実施要領第 3 条（４）に該当する者はどのような人ですか

〔対象農産物〕

P 2 ~ P 3

- Q 11 対象となる農産物は何ですか
- Q 12 今後、対象農産物を新たに追加することはありますか
- Q 13 現地検査において抽出検査を行う場合、ほ場の抽出方法はどうなりますか

〔県慣行栽培と認証基準〕

P 3

- Q 14 県慣行栽培とはどのようなものですか
- Q 15 県慣行栽培や認証基準はどのように決められるのですか
- Q 16 同一作目であっても、地域で農薬等の使用状況は異なるが、県慣行栽培や認証基準を定める範囲が、県一円であるのはなぜですか

〔申請手続き等〕

P 4 ~ P 5

- Q 17 生産者が認証を申請する場合の手続きはどうなりますか
- Q 18 認証申請の時期と認証の有効期間はどのようになっていますか
- Q 19 認証申請者の要件はありますか
- Q 20 J A の部会や生産集団が、栽培方法や生産資材を統一して申請する場合は手続きを簡略化できませんか
- Q 21 同じ生産者が、複数のほ場において、同一農産物、同一認証区分で申請する場合、手続きを簡略化できますか
- Q 22 ハウスやトンネルの申請単位はどうなりますか
- Q 23 生産者が生産（乾燥、調整を含む）から精米まで一貫して行う場合はどうなりますか
- Q 24 認証申請している生産者グループ内で、農家同士が精米委託をする場合や、買い取って精米販売する場合の取り扱いはどうなりますか。
- Q 25 えだまめにおける早生、中生、晩生の作型は、どのように区分し申請すればよいですか
- Q 26 収穫 3 週間前までに栽培実績書を提出する場合、提出後の農薬等の生産資材の使用はどのようになりますか

〔生産管理の方法〕

P 5 ~ P 6

- Q27 特別栽培を行うほ場条件は何ですか
- Q28 生産ほ場に設置する看板は、必ず設置しなければいけませんか、また、一定の区域をまとめて設置することができますか
- Q29 航空防除の取扱はどうなりますか
- Q30 緩衝地帯は、どの程度の間隔が必要ですか
- Q31 認証機関が栽培計画や栽培管理記録等のチェックするポイントは何ですか
- Q32 生産者等が書類を保存しなければならない理由はなんですか

〔使用資材及び使用回数（量）に含める農薬、化学肥料〕

P 6 ~ P 8

- Q33 慣行栽培の農産物残さや家畜の糞尿を材料とした堆きゅう肥は使用できますか
- Q34 化学肥料の窒素成分のみを節減対象とする理由は何ですか
- Q35 本制度において、使用回数・量から除かれる農薬・化学肥料はありますか
- Q36 農薬の使用回数に展着剤は含まれますか
- Q37 化学合成農薬か否か判断に難しい農薬は、どのようにすればよいですか
- Q38 成分が明らかでない資材を使用できますか
- Q39 病害虫等の発生で、認証基準を超える農薬を使用してしまった場合はどうなりますか
- Q40 特定防除資材とは何ですか
- Q41 購入種苗において、あらかじめ節減対象農薬が使用された種子・苗等しか入手できない場合、使用回数の取扱いはどうなりますか
- Q42 石灰窒素をアスパラガス収穫後の土壌消毒剤として使用する場合、その肥料（窒素）成分は、化学肥料としてカウントするのですか
- Q43 畦畔への除草剤等の散布はカウントされますか
- Q44 野鼠駆除のため、ビニールコーティングを施した駆除剤の使用はどうなりますか
- Q45 生産者自らが行う種子消毒でも使用回数に含まれますか

〔表示のルール〕

P 8 ~ P 10

- Q46 特別栽培農産物の認証を受けた農産物には、どのような表示をするのですか
- Q47 誰が表示を行うのですか
- Q48 国のガイドライン表示と認証票は一緒に表示する必要がありますか
- Q49 「農薬：栽培期間中不使用」と「節減対象農薬：栽培期間中不使用」は、どんな違いがあるのですか
- Q50 節減対象農薬の使用回数のカウントの仕方とその表示はどのように行うのですか
- Q51 化学肥料の使用量のカウントの仕方とその表示はどのように行うのですか
- Q52 窒素施用量の基準が8.0kg/10aの品目において、栽培期間の合計窒素量を計算したところ8.05kg/10aとなった場合はどうなりますか
- Q53 のぼりやチラシ等の販売促進資材に「減農薬栽培」や「無農薬栽培」などの表示はできますか
- Q54 エコファーマー認定を受けていた場合、エコファーマーである旨の表示は可能ですか
- Q55 認証票のシールを生産者等が自ら印刷することができますか
- Q56 生産者等が自ら包装等へ認証票を印刷する際に単色とする場合、色の指定はありますか

- Q57 パンフレットや注文書等に認証票を印刷してもかまいませんか
- Q58 ガイドライン表示における節減対象農薬等の削減割合について、8割減と表示することもはできますか
- Q59 認証を受けた農産物を原料に加工品を製造した場合にどのような表示が可能ですか
- Q60 表示してはいけない用語はありますか
- Q61 認証票の費用はだれが負担するのですか

〔その他〕

P10

- Q62 制度や特別栽培農産物のPR対策はどうなっていますか
- Q63 販売されている農産物等に対し、消費者から照会や苦情が寄せられた場合は誰が対応するのですか。

〔制度について〕

Q 1 秋田県特別栽培農産物認証制度の目的は何ですか

→ 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、国の制度で定められる有機農産物の対象とならない、農薬や化学肥料を節減して栽培した特別栽培農産物についての認証制度を秋田県が作り、県内で生産される特別栽培農産物の生産方法や表示方法の基準を定めることにより、その認証を受けた農産物に対する適切な情報提供と信頼性の向上を図るものです。

この結果、県産の特別栽培農産物を、消費者に安心して購入してもらい、また生産者にとっては、自らの農産物が消費者から適正な評価を得られることを目的とします。

Q 2 県特別栽培農産物認証制度と国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の関係は

→ 国のガイドラインは、化学合成農薬や化学肥料を抑えた栽培によって全国各地で生産される「特別栽培農産物」を流通・販売する上での、一定の指針を定めたもので、国内流通する特別栽培農産物のスタンダードな表示と考えます。

本県で生産される特別栽培農産物においても全国各地に出荷・販売されており、このガイドラインに基づいて生産し、表示することが、全国の市場、消費者等のニーズに合致するものと考えます。

Q 3 J A S 法による有機農産物検査・認証制度との関係はどうなりますか

→ 本県の特別栽培農産物認証制度は、国の J A S 法（有機農産物）の対象とならない特別栽培農産物を対象とした制度であり、国の制度と重複するものではなく、相互補完する制度となります。

なお、

○有機農産物とは ～ 果樹等は収穫前3年以上、水稻・野菜等は播種・定植前の2年間以上の間、農薬や化学肥料等の化学合成資材を使用しない栽培法による農産物

○特別栽培農産物とは ～ 農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき化学合成農薬や化学肥料の使用を県の慣行栽培より5割以上減らして栽培された農産物です。

Q 4 「特別栽培農産物」とは、どのような栽培方法で作られたものですか

→ 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬や化学肥料を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、環境への負荷を可能な限り低減した栽培方法を採用して生産することを、生産の原則としています。

この生産の原則に基づくとともに、次の二つの要件を双方満たす栽培方法により生産された農産物をいいます。

(1) 当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、当該農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について従来から慣行的に行われている使用回数の5割以下であること

(2) 当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量が、当該農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について従来から慣行的に使用される化学肥料の窒素分量の5割以下であること

Q 5 特別栽培農産物における農薬、化学肥料の使用基準はどうなっていますか

→ 特別栽培農産物における化学合成農薬及び化学肥料の使用基準については、県慣行栽培の5割以下としており、具体的な数値は、化学合成農薬は成分回数、化学肥料は窒素分量でそれぞれの対

象農産物ごとに認証基準の中で定めています。

Q 6 認証区分①から④の区分別の名称ではなく「特別栽培農産物」に統一しているのはなぜですか

また、農薬等の使用状況はどのように消費者に示されるのですか

→ 国のガイドラインは、「無農薬」という表示が優良誤認を与える「減農薬」の定義が曖昧といった消費者の意見に対応するため、「特別栽培農産物」という一括りの名称にしたものであり、県認証制度においても、ガイドラインを基準としています。

一括表示では、農薬、節減対象農薬並びに化学肥料の節減割合が表示されますので、消費者の選択肢に資するとともに、生産者の努力も正当に評価してもらえるものと考えています。

(例) 農 薬 : 栽培期間中不使用

節減対象農薬 : 県慣行栽培比〇割減(〇割には県慣行栽培に対する節減割合を記載)

Q 7 本制度を利用するにあたって、生産者の果たすべき役割は何ですか

→ 生産者及び精米業者は、地域との連携と協力に努めるとともに、適正な生産、精米、出荷及び販売に努める必要があります。手続き上の各種ルールを始め、生産の基準に従った適正な栽培管理や表示規程の遵守、消費者等からの問い合わせ等に適切に対応するため、使用資材や肥培管理に関する記録・記帳を確実に行うことが求められます。

Q 8 認証が取り消されるのはどんな場合ですか

→ 認証基準に適合しなくなったときや不正に認証を受けた時などです。

Q 9 認証機関とはどのような機関ですか

→ 認証機関とは、生産者から認証を受けようとする農産物についての申請を受け、書類の審査・ほ場の確認などを行って、実際に認証する機関です。

現在は、「公益社団法人 秋田県農業公社」が認証機関として県の認定を受けています。

Q10 実施要領第3条(4)に該当する者はどのような人ですか

→ 農協等の集荷団体の職員を想定しています。検査員となるための要件は、要領第3条(1)のいずれかに該当し、かつ、サキホコレの栽培指導に直接関与しない立場(野菜、果樹等の担当者や、販売担当等)であることです。サキホコレ栽培に直接関与しない職員を確保できない場合は、その職員が通常担当している地区以外のほ場を検査することで対応できるものとします。

(担当地区以外のほ場で検査する場合の例)

・ 同一農協内のA地区担当者が、B地区の検査業務を実施。

・ C農協の職員が、D農協の管轄地区の検査業務を実施。

要件を満たす検査員候補者は、検査員研修を受講した後、所属団体等の推薦、農業公社の任命および県の承認を受けることで検査員となることができます。

また、農協等の職員が行う検査業務の範囲は、当面の間サキホコレ生産団体に限定します。

〔対象農産物〕

Q11 対象となる農産物は何ですか

→ 認証の対象は、秋田県内において生産される米、大豆、野菜、果実で、県が定めているもの、並びに認証を受けた玄米の精米が対象となります。加工品は対象外となります。
対象農産物は次のとおりです。

・ 米、大豆 ・ 野菜（41品目） ・ 果樹（りんご、ぶどう、もも、日本なし、おうとう）

＜野菜品目内訳＞

アスパラガス、うど、キャベツ、こまつな、しゅんぎく、食用菊、チンゲンサイ、なばな類、にら、ねぎ、はくさい、パセリ、ブロッコリー、ほうれんそう、みょうが、モロヘイヤ、レタス、せり、おくら、かぼちゃ、きゅうり、ししとう、すいか、トマト、ミニトマト、なす、ピーマン、メロン、ごぼう、だいこん、にんじん、ニンニク、さといも、ばれいしょ、やまのいも（ながいも含む）、えだまめ、さやいんげん、そらまめ、スイートコーン、ズッキーニ、たまねぎ

Q12 今後、対象農産物を新たに追加することはありますか

→ 「秋田県特別栽培農産物検討委員会」では、定期的に産地調査を実施し、新たな品目の追加や、農薬使用、施肥基準の見直しなどを行っています。

今後も、県内の生産状況や生産者からの要望等を考慮しながら、対象農産物の追加等を検討してまいります。

Q13 現地検査において抽出検査を行う場合、ほ場の抽出方法はどうなりますか

→ 生産者1人につき、申請ほ場の総数の平方根（小数点以下四捨五入）の数のほ場を抽出し現地検査を行います。例えば、申請ほ場数が1～2の場合は1ほ場を検査、3～6の場合は2ほ場を検査、100の場合は10ほ場を検査となります。

なお、本認証制度における「ほ場」とは、畦、畦畔、農道、水路等で明確に区分されているものを指します。

〔県慣行栽培と認証基準〕

Q14 県慣行栽培とはどのようなものですか

→ 対象農産物ごとの秋田県内における平均的な栽培方法です。

Q15 県慣行栽培や認証基準はどのように決められるのですか

→ 対象農産物ごとに、県内各地域の慣行栽培を調査し、当該調査結果を基に、関係機関・団体で構成する「秋田県特別栽培農産物認証制度改正検討委員会」で ①主要産地の栽培状況（生産資材、防除・施肥体系等）②病虫害防除技術、施肥技術の進展度合いなどを、総合的に考慮しながら決定しています。

なお、県慣行栽培は生産現場の状況等を見ながら、適宜見直ししていくこととしております。

Q16 同一作目であっても、地域で農薬等の使用状況は異なるが、県慣行栽培や認証基準を定める範囲が、県一円であるのはなぜですか

→ 地域ごとに慣行栽培を定めた場合、例えば、同じ秋田県産の特別栽培米のあきたこまちに、多数の基準が生ずることになり、消費者が混乱することも想定されます。また、野菜においては、特別栽培農産物であっても、産地の広域化等により、ロットを確保することが有利販売につながるものと考えています。国のガイドラインも、消費者への分かりやすさが考慮されており、本県においても、県内一円を範囲として定めています。

〔申請手続き等〕

Q17 生産者が認証を申請する場合の手続きはどうなりますか

- 生産者（個人、団体どちらでも）は、認証機関が定める各種の書類を提出し、審査・現地確認を受けて認証されることになります。
- 認証の対象は、生産者ではなくほ場ごとの農産物となります。

Q18 認証申請の時期と認証の有効期間はどのようになっていますか

- 農産物の申請時期はその農産物の栽培開始時期等を考慮し、年3回としています。
- ① 栽培開始時期が2月から7月までの農産物及び多年生農産物（果樹等）の申請は、栽培開始前年の12月1日から栽培開始年の1月20日まで
 - ② 栽培開始期間が8月から翌年1月までの農産物の申請は、栽培開始年の5月1日から5月末日まで
 - ③ 精米については、7月1日から8月10日まで
- としております。なお、認証の有効期間は、対象農産物等の出荷が終わるまでとなっています。

Q19 認証申請者の要件はありますか

- 秋田県内に住所を有し、秋田県内で対象農産物を生産している生産者、又はその生産者で組織する団体です。精米については、認証を受けた玄米を精米する業者としております。

Q20 J Aの部会や生産集団が、栽培方法や生産資材を統一して申請する場合は手続きを簡略化できませんか

- 「出荷・販売計画」（様式第3号）及び「出荷・販売実績」（様式第14号）については、申請者単位（J A部会、生産集団）で提出いただくことで結構です。

Q21 同じ生産者が、複数のほ場において、同一農産物、同一認証区分で申請する場合、手続きを簡略化できますか

- 「栽培計画書」（様式第2号）及び「栽培実績書」（様式第10号）については、生産ほ場のまとめ書きも可としています。

Q22 ハウスやトンネルの申請単位はどうなりますか

- 1ハウスを1ほ場として取り扱います。
- トンネルについては、トンネルごとではなく、転作田や畑等として明確に区分されているほ場として取り扱います。

Q23 生産者が生産（乾燥、調整を含む）から精米まで一貫して行う場合はどうなりますか

- 生産者が自ら精米まで行う場合は、農産物の認証申請時に精米出荷・販売計画も併せて提出し、玄米の認証及び精米の認証を併せて受けることとなります。

Q24 認証申請している生産者グループ内で、農家同士が精米委託をする場合や、買い取って精米販売する場合の取り扱いはどうなりますか。

→ 精米施設について、本来は自らの機械・施設を使用すべきところをグループ内のものを使用したものであり、Q21の内容と同じく、自ら生産、自ら出荷の取り扱いが可能です。

Q25 えだまめにおける早生、中生、晩生の作型は、どのように区分し申請すればよいですか

→ 生育期間により区分することとし、播種後84日までに収穫するものを「早生」、85日から99日までを「中生」、100日以上を「晩生」としています。

Q26 収穫3週間前までに栽培実績書を提出する場合、提出後の農薬等の生産資材の使用はどのようになりますか

→ 収穫前に提出する実績書は提出後の使用を見込んで記載していただくことになりますが、当初見込み以上に使用しなければならない場合は、変更申請（様式26号）や、認証基準を超えてしまう場合は、認証中止届出書（様式27号）を提出していただくことになります。

認証中止とならないよう、余裕を持った防除計画を立てておくことが技術的なポイントの1つと考えます。

〔生産管理の方法〕

Q27 特別栽培を行うほ場条件は何ですか

→ 特別栽培農産物の生産ほ場は、周辺のほ場等の影響を受けないことが原則です。そのため、慣行栽培を行っているほ場から農薬や化学肥料等が飛来しないよう、畦畔や農道、水路等で一定の間隔を設けており、明確に区分されていることが必要です。

もし、そのような間隔がとれない場合は、それぞれの地形等を考慮して緩衝用農産物の栽培や防風林、防風ネット等を設けることが必要になってきます。

ただ地形や周辺状況等によりほ場条件は違ってきますので、それぞれのほ場ごとに認証機関の審査を受けることとなります。

Q28 生産ほ場に設置する看板は、必ず設置しなければいけませんか、また、一定の区域をまとめて設置することができますか

→ 看板の設置は、検査する者に当該ほ場が申請ほ場であることを知らせることのほか、第3者に特別栽培農産物の生産ほ場であることを周知することで、特別栽培農産物のPR効果、生産者自らの意欲高揚などを期待しているものでありますので、必ず設置してください。

なお、同じ栽培方法の生産ほ場が団地化している場合は、看板に全体位置図等を合わせて記載することなどにより生産者毎、ほ場毎に看板を立てる必要がありません。

Q29 航空防除の取扱はどうなりますか

→ 航空防除実施地域でない場合は、一般のほ場審査で済みますが、航空防除実施地域である場合には、防除対象外地域に指定されており、かつ、航空防除の影響を受けないように緩衝地帯が設けられていることが条件となります。

このために、航空防除実施ほ場から除外されていることや、緩衝地帯の状況、隔離方法等が確認できる書類を添付することとなっています。

Q30 緩衝地帯は、どの程度の間隔が必要ですか

→ 地域の地形等を考慮し、ほ場ごとに判断することになりますので、具体的な間隔（距離）に決まった数値はありません。なお、緩衝地帯の設定では、周辺農家の理解、協力も重要と考えますので、十分な話し合いにより理解の醸成に努めていただきたいと思います。

Q31 認証機関が栽培計画や栽培管理記録等のチェックするポイントは何ですか

→ 秋田県特別栽培農産物認証基準「第3 生産の基準」内容に基づいた管理が行われているかどうかをチェックします。

Q32 生産者等が書類を保存しなければならない理由はなんですか

→ 生産者は生産ほ場における栽培管理状況等を記録する必要がある、そのために栽培記録等を整備するとともに、認証機関の検査や消費者等からの問い合わせに対応するため、一定期間保存することとしております。精米の場合も同様に一定期間保存することとします。

〔使用資材及び使用回数（量）に含める農薬・化学肥料〕

Q33 慣行栽培の農産物残さや家畜の糞尿を材料とした堆きゅう肥は使用できますか

→ 特別栽培農産物の栽培で堆きゅう肥は重要な位置付けとなります。しかし、それら堆きゅう肥を全て自前で賄うことは難しい場合、地域内の畜産農家等と連携して堆きゅう肥を手当する必要があるため、化学合成資材を使用して栽培した稲わらや、通常の家畜の糞尿を材料としたものについても認めることとしています。

Q34 化学肥料の窒素成分のみを節減対象とする理由は何ですか

→ 国のガイドラインを準拠し、化学肥料のうち施肥量が最も多く、必要以上の過剰施肥による作物、環境への影響がある窒素成分をもって節減割合を求めることにしています。

Q35 本制度において、使用回数・量から除かれる農薬・化学肥料はありますか

→ 天然由来の農薬・肥料は、使用回数、使用量に含める必要はありません。
具体的には、認証基準の別表2に使用回数から除外される農薬のリストを掲載しております。

Q36 農薬の使用回数に展着剤は含まれますか

→ 国のガイドライン上、節減対象農薬の使用回数は、有効成分の延べ使用回数をカウントすることになっており、補助剤として扱われる展着剤は、節減対象農薬の使用回数には含めないこととしています。

県認証制度においても、薬効のある節減対象農薬の延べ有効成分回数について、県慣行栽培や認証基準を定めているため、農薬の使用回数に展着剤は含みません。

ただし、展着剤は農薬取締法において登録されている「農薬」であることから、展着剤を使用した場合は、「農薬：栽培期間中不使用」の表示はできません。

別表2の「節減対象農薬に該当しない農薬」であるカゼイン又はパラフィンを有効成分とする展

着剤を使用した場合は、「節減対象農薬：栽培期間中不使用」の表示をすることができます。

Q37 化学合成農薬か否か判断に難しい農薬は、どのようにすればよいですか

→ 農薬の容器に記載されている成分だけでは判断が難しいものもありますので、認証基準の別表2の「使用回数から除外する農薬」を参考にさせていただくとともに、メーカー等に確認してください。なお、そのような資材を使用する場合は、事前に認証機関に相談してください。

Q38 成分が明らかでない資材を使用できますか

→ 原料や製造方法、成分等が明らかでない資材は使用できません。

Q39 病虫害等の発生で、認証基準を超える農薬を使用してしまった場合はどうなりますか

→ 病虫害等の発生で認証基準を超える農薬を使用してしまった場合は、認証を受けることはできません。また、その年の天候等の状況から、農薬等の使用基準回数を急遽増やすなどの見直しは行わないこととしております。

Q40 特定防除資材とは何ですか

→ 農薬取締法第3条第1項の特定農薬の通称です。現在、「食酢」、「重曹」、「地域で採取される天敵」、「エチレン」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」の5種類が指定されています。

Q41 購入種苗において、あらかじめ節減対象農薬が使用された種子・苗等しか入手できない場合、使用回数の取扱いはどうなりますか

→ 秋田県特別栽培農産物認証基準の第2のとおり、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は節減対象農薬から除くこととしています。

Q42 石灰窒素をアスパラガス収穫後の土壌消毒剤として使用する場合、その肥料（窒素）成分は、化学肥料としてカウントするのですか

→ 石灰窒素を農薬として使用した場合であっても、肥料成分（窒素）は、土壌に散布されることになるため、化学肥料の使用量に含めることになります。
ただし、秋田県特別栽培農産物認証基準 第3の6（2）のとおり、有機物の腐熟を促進する目的での使用に限り、化学肥料の窒素成分に該当しないものと扱います。

Q43 畦畔への除草剤等の散布はカウントされますか

→ 畦畔の管理は、ほ場管理に含まれることから、カウントされます。また、栽培期間中は前作の収穫後からのほ場管理も含むため、収穫後作付け前に散布するものもカウントされます。
特別栽培のほ場と一般栽培のほ場の間の畦畔への除草剤に関しては、畦畔の中心よりも特別栽培のほ場側に散布された場合はカウントされます。そのため、近隣ほ場の生産者と事前に十分話し合うことが重要となります。

Q44 野鼠駆除のため、ビニールコーティングを施した駆除剤の使用はどうなりますか

→ ビニールでは、駆除剤の露出を完全には防げないので、農薬使用にカウントします。

Q45 生産者自らが行う種子消毒でも使用回数に含まれますか

→ 生産者自らが行う場合でも、節減対象農薬を使用する場合は、使用回数に含めます。

〔表示のルール〕

Q46 特別栽培農産物の認証を受けた農産物には、どのような表示をするのですか

→ 県の特別栽培農産物の表示は「秋田県特別栽培農産物認証表示規程」に基づき、国のガイドラインに基づく表示を行うこととなります。また、県の認証票による表示を併せて行うことができます。なお、県の認証票は、原則としてシールで行うこととしていますが、包装資材等への印刷も認めていますので、認証機関へご相談ください。

Q47 誰が表示を行うのですか

→ 表示は生産者が行います。また共同選果・共同出荷等においても、生産者は責任を持って表示する必要があります。卸や小売業者は、表示が流通各段階で適正に確保されて消費者まで届くよう努めることが大事になります。

Q48 国のガイドライン表示と認証票は一緒に表示する必要がありますか

→ 秋田県特別栽培農産物認証表示規程」に基づき、国のガイドラインに基づく表示を行いますが、県の認証票による表示は任意です。第三者による認証であることをPRするためには、県の認証票による表示を併せて行うことが効果的と考えます。

Q49 「農薬：栽培期間中不使用」と「節減対象農薬：栽培期間中不使用」は、どんな違いがあるのですか

→ 「農薬：栽培期間中不使用」は、農薬取締法第2条第1項に規定する農薬（ただし、特定農薬を含まない）を栽培期間中まったく使用しないもの、「節減対象農薬：栽培期間中不使用」は、秋田県特別栽培農産物認証基準第2の定義にある「節減対象農薬」を栽培期間中使用しないものを言います。

Q50 節減対象農薬の使用回数のカウントの仕方とその表示はどのように行うのですか

→ 節減対象農薬の使用回数は農薬の有効成分ごとにカウントすることになり、複数の有効成分を含んでいる混合剤の場合は、実際に散布した回数でなく有効成分の延べ使用回数をカウント・表示することとなります。

なお、使用資材名は、農薬の商品名ではなく主成分を示す一般的名称（商品名ラブサイド→成分名フサライドなど）を表示します。農薬等の容器に記載されている成分名を確認のうえ表示してください。

Q51 化学肥料の使用量のカウントの仕方とその表示はどのように行うのですか

→ 化学肥料は窒素成分量でカウント・表示し、リン酸、加里の使用量は比較の対象としませんので表示する必要はありません。

Q52 窒素施用量の基準が8.0kg/10aの品目において、栽培期間の合計窒素量を計算したところ8.05kg/10aとなった場合はどうなりますか

→ 特別栽培の認証基準は「地域慣行レベルの5割以上減」ですので、認証を受けることはできません。その年の天候等の状況から、基準を急遽増やすなどの見直しは行わないこととしております。

Q53 のぼりやチラシ等の販売促進資材に「減農薬栽培」や「無農薬栽培」などの表示はできますか

→ 「減農薬栽培」等の名称は、定義が曖昧で分かりづらいので、「特別栽培農産物」と一括りの表示としてください。

Q54 エコファーマー認定を受けていた場合、エコファーマーである旨の表示は可能ですか

→ 国のガイドライン表示の栽培責任者の氏名に（エコファーマー）と併記できます。但し、エコファーマー認証については、「持続農業法」に基づき認定を行っていましたが、令和4年7月に公布された「みどりの食料システム法」の施行と同時に「持続農業法」が廃止されたことから、現在新たに認証は行っていません。

現在、エコファーマーの認定を受けている方は、その認定期間が満了するまでエコファーマーの名称を使用することができます。

Q55 認証票のシールを生産者等が自ら印刷することができますか

→ 認証票のシールを印刷することはできません（包装や容器等へ直接印刷することはできます）。ガイドラインによる表示をシール印刷することは可能ですが、そのシールに認証票を入れて印刷することはできません。

Q56 生産者等が自ら包装等へ認証票を印刷する際に単色とする場合、色の指定はありますか

→ 黒に限らず単色であれば結構です。

Q57 パンフレットや注文書等に認証票を印刷してもかまいませんか

→ パンフレット等に認証票を印刷する場合は、認証票の使用について認証機関の了解を得てください。

Q58 ガイドライン表示における節減対象農薬等の削減割合について、8割減と表示することもはできますか

→ 秋田県特別栽培農産物認証基準では、本県慣行栽培における節減対象農薬の使用回数、化学肥料

の使用基準を設定していますので、これに対する削減割合（ただし、削減割合は5割以上であることが必要）を表示できます。

Q59 認証を受けた農産物を原料に加工品を製造した場合にどのような表示が可能ですか

- 使用していることが事実であれば「特別栽培トマト使用」等の表示が可能です。表示を行う場合には、使用した原材料の農薬や化学肥料の使用状況に関する情報や、どのように使用、加工したか等を把握し、いつでも証明できる体制にしておくことが大切です。
- なお、加工食品に認証票を付けることはできません。

Q60 表示してはいけない用語はありますか

- まぎらわしい用語や誤認させる用語、実際よりも著しく優良であると誤認させる用語、実際の栽培方法や品質等を誤認させる文字、絵、写真その他の表示を行うことはできません。
- また、不当景品類および不当表示防止法では、商品の品質等について、一般の消費者に対し実際のものより著しく優良であると示し、不当に顧客を誘因し公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示を禁止しており、これに違反すると公正取引委員会の排除措置命令等の対象となります。

Q61 認証票の費用はだれが負担するのですか

- 費用は、認証票の交付を受ける生産者等が負担します。

〔その他〕

Q62 制度や特別栽培農産物のPR対策はどうなっていますか

- 県や認証機関のホームページで認証制度のPRを行っています。特別栽培農産物の信頼性を向上させるためにも、JAや生産者からの栽培に関する情報発信は重要であり、積極的な公開をお願いします。

Q63 販売されている農産物等に対し、消費者から照会や苦情が寄せられた場合は誰が対応するのですか

- 農産物に関する責任については、当然のことながら生産者が負うことであり、そのため袋等に栽培責任者・確認責任者あるいは精米責任者・精米確認者を記載することとなります。なお、不当表示等があった場合には、不当景品類及び不当表示防止法等に触れることがあります。